

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業者名	医療法人社団やまと
代表者名	理事長 田上 佑輔
所在地・ 連絡先	(住所) 宮城県登米市迫町佐沼字南元丁7番地
	(電話) 0220-23-9832
	(FAX) 0220-23-9840

2. 事業所の概要

事業所名	やまと在宅診療所あゆみ仙台
事業所番号	
所在地・ 連絡先	(住所) 宮城県仙台市若林区大和町3-10-1
	(電話) 022-766-8513
	(FAX) 022-766-8523
①指定を受けているサービスの種類	居宅療養管理指導
②営業日	月～金曜日 午前9時から 午後6時
③サービス提供地域	仙台市（全域：若林区、一部のみ：太白区・宮城野区・青葉区）

3. 事業の目的および運営方針

目的	当事業所は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、療養上の管理及び指導を行う事により、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事が出来るように支援する事を目的とする。
運営方針	<p>1. 当事業所の指定居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供する。</p> <p>2. 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に親切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。</p> <p>3. 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p> <p>4. 自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の高い評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p>

4. 従業員の勤務体制

職名	資格	人数		業務内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
居宅療養管理指導従事者	医師	3名	6名	利用申込の調整、業務等の管理及び居宅療養管理指導の提供にあたる。

5. サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

1

通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。

2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。

3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。

(2) 費用

ア 利用料

1ヶ月に2回を上限とし、介護保険の居宅療養管理指導費の1割～3割が利用者の負担額となります。

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適用する場合

区分	サービス提供者	利用料	利用者負担額
医師による居宅療養管理指導	居宅療養管理指導(I) *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 5,140円	1回 514円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 4,860円	1回 486円
	上記以外の場合	1回 4,450円	1回 445円
	居宅療養管理指導(II) *月2回まで 単一建物居住者が1人の場合	1回 2,980円	1回 298円
	単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	1回 2,860円	1回 286円
	上記以外の場合	1回 2,590円	1回 259円

イ 交通費

居宅療養管理指導の提供に要する交通費は徴収していません

7. 利用料等のお支払い方法

当院で診察させて頂いている患者様は、診療費と共にご請求させていただきます。当院にて診療を行っていない患者様につきましては、毎月20日過ぎに請求書を発行いたしますのでご入金等ご対応の程、何卒宜しくお願い致します。

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口

- ・窓口責任者 院長 星野 智祥
- ・ご利用時間 平日 9時～18時
- ・ご利用方法 電話 022-766-8513

9. 利用者の方へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください